

里庄町認定インフルエンサー「さとたびすと」応募規約

里庄町（以下、「町」といいます。）は、里庄町認定インフルエンサー「さとたびすと」（以下、「インフルエンサー」といいます。）を募集します。

応募される方は、以下をよくお読みいただき、同意いただく必要があります。同意いただけない場合、応募はご遠慮ください。

インフルエンサーに応募いただいた場合には、本規約すべてに同意いただいたものとしします。

1. インフルエンサーに関する注意事項

- (1) SNSアカウントの設定を必ず「公開」にしてください。
- (2) 各種SNS等の利用にあたっては、それぞれの利用規約が適用されますので、ご自身で責任をもって確認の上、ご利用ください。
- (3) 未成年の方は保護者の同意を得た上で応募ください。未成年の方が応募された場合は、保護者の同意を得た上で応募されたものとみなします。
- (4) 応募・選考に係るインターネット接続料および通信費など諸費用はご自身の負担になります。また、インフルエンサー就任後の活動に係る費用も同様とします。
- (5) インフルエンサーへの応募は、応募者自らの判断と責任において行うものとし、本企画に関して応募者に何らかの損害が生じた場合、町の故意または重過失に起因するものを除き、一切責任を負いません。
- (6) やむを得ない都合により、任命期間や特典内容の変更、また本企画の中止・中断をする場合があります。
- (7) (6)の場合、町は、本企画の中止に関連して、応募者に対して一切責任を負いません。
- (8) 本企画に参加したことや、任命・活動したことに起因するいかなる損失、負債、費用、その他の申し立てについて、町は一切責任を負いません。
- (9) 町が必要と判断した場合には、応募者への事前の予告なく本規約を変更できるほか、本企画の適正な運用を確保するために必要な措置をとることがあります。
- (10) 各種SNS等によるメンテナンスや不具合、応募者が利用する通信端末や通信事業者が提供するサービスの不具合などにより、本企画の応募が行えない場合や、情報漏洩等の損害が応募者や第三者に発生した場合においても町は一切責任を負いません。
- (11) インフルエンサーの任命発表時には、SNS等のアカウント名を使わせていただく場合があります。
- (12) 選考方法や審査の過程に関する問合せは一切応じられませんのでご了承ください。
- (13) 選考結果の連絡後、1週間以内に返信いただけない場合、任命を無効とさせていただきます。

2. インフルエンサー就任後の留意事項について

- (1) インフルエンサーとして月数回程度の投稿をお願いします。
- (2) インフルエンサーの活動に関する報酬や経費の支払いはありません。
- (3) 活動に係る経費は自己負担となります。
- (4) 活動に係る保険には町では加入しません。
- (5) インフルエンサーとしてSNS等に投稿いただく際は、指定のハッシュタグを必ずご使用ください。なお、当該ハッシュタグを含んでいない場合、町はその内容及び表示の変更をお願いしますので、インフルエンサーは直ちにこれに従うものとします。

< 指定のハッシュタグについて >

投稿の際に記載いただくハッシュタグは、次の2つとなります。

「里庄町認定インフルエンサー」「さとたびすと」

- (6) 投稿いただく内容は、下記の内容を含んではなりません。また、下記のいずれかに反すると町が判断した場合、町はその内容及び表示を削除・変更・修正していただくよう求めることができ、当該インフルエンサーは直ちにこれに従うものとします。

- ① 募集要項及び本規約に反するおそれのある内容
- ② 犯罪行為に関わる内容、差別的表現、その他公序良俗に反する表現・内容
- ③ 一般の方が不快に感じる内容、その他青少年も含めた不特定多数の閲覧に適さない内容
- ④ 他自治体・他社と比較するような発言や他自治体の批判、他自治体・他社サポーター商品のハッシュタグ記載、他自治体・他社サポーター商品の写り込み
- ⑤ 町のイメージが損失する恐れのある内容、または閲覧者が誤解してしまうような内容

- (7) インフルエンサーは、以下のいずれも行ってはならないものとします。万が一、町がインフルエンサーの行為が禁止事項に該当すると判断した場合、町はインフルエンサーへの事前通知なしに、当該インフルエンサーを解任することができます。この場合、当該インフルエンサーは、町から提供する特典等の請求権は喪失いたします。

- ① 町、利用者、その他の第三者の権利、利益、プライバシー、名誉等を損なう行為、その他の不利益を与える行為、またはそのおそれのある行為
- ② 本企画や町の業務運営・維持を妨げる行為
- ③ 営利・転売目的での本企画の利用
- ④ 虚偽の内容を投稿すること、または真正な情報に訂正・修正しないこと
- ⑤ その他町が不適切と判断する行為

- (8) 肖像権等第三者の権利侵害があった場合、町は一切責任を負いません。

- (9) インフルエンサーとして投稿する写真及び動画や記載情報については、肖像権や著作権を侵害しないものとします。また、町の広報活動として、町ホームページへ掲載する等の対応を行う場合があります。その場合、インフルエンサーは、投稿いただいた写真及び動画や記載情報を任意かつ無償・無期限で二次利用するこ

とを承認いただきます。

- (10)被写体として画像及び映像に写っている方々、撮影場所、投稿いただいた写真及び動画や記載情報について、関係者の承諾を得た上で投稿してください。町ではインフルエンサーが、被写体やご本人、撮影場所の承諾を得ているものとみなし、投稿いただいた写真及び動画や記載情報を任意かつ無償・無期限で二次利用させていただきます。
- (11)(9)、(10)においてインフルエンサーは、町に対し、著作者人格権に基づく権利の主張を一切行わないものとします。なお、町による使用において、インフルエンサーの承諾を得ることなく投稿写真及び動画や内容の一部修正を行うことを承諾するものとします。
- (12)投稿いただいた写真及び動画や内容の掲載に関して、第三者との間で紛争等が生じた場合、インフルエンサーの責任と一切の費用負担により当該紛争等を処理、解決するものとし、町は一切責任を負いません。
- (13)活動によって生じたいかなる損害に関して、町は一切責任を負いません。
- (14)本企画にてお届けする商材の返品・交換・配送業者より町に返品されてからの再配送はできませんのでご了承ください。
- (15)住所の記載誤り・不足、転居、長期不在等により商材などをお届けできない場合、任命を無効とさせていただきます。

3. 禁止事項

- (1)応募者は、以下のいずれかも行ってはならないものとします。万が一、町がインフルエンサーの行為が禁止事項に該当すると判断した場合、町はインフルエンサーへの事前通知なしに、当該利用者をインフルエンサーから解任することができます。この場合、当該利用者は、町からインフルエンサーへ提供する特典等の請求権は喪失いたします。
 - ①募集要項及び本規約に違反する行為
 - ②本企画・その他町の運営・維持を妨害する行為
 - ③立ち入り禁止となっている区域や、危険な場所から撮影する行為
 - ④他人に迷惑、不利益、損害または不快感を与える行為
 - ⑤他人の名誉、社会的信用を毀損する行為
 - ⑥他人の財産権、プライバシー権または肖像権を侵害する行為
 - ⑦他人の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
 - ⑧他人への誹謗中傷、脅迫、いやがらせに該当する行為
 - ⑨他人の名義、その他会社等の組織名を名乗ること等による、なりすまし行為
 - ⑩営利を目的とした情報提供、広告宣伝もしくは勧誘行為に本企画を使用する行為
 - ⑪他の印刷物、展覧会などで公表されている画像を投稿する行為
 - ⑫本企画に関係するサーバーに過度の負担を及ぼす行為
 - ⑬法令に違反する行為及び違反する行為を幫助・勧誘・強制・助長する行為
 - ⑭わいせつ、児童ポルノ及び児童の性的搾取を助長するデータを投稿する行為
 - ⑮公序良俗、一般常識に反する行為
 - ⑯各種SNS等の利用規約または法令に違反する行為

⑰町が本企画の趣旨に沿わないと判断する行為

⑱町が悪質または不適切と判断する行為

⑲インフルエンサーの権利を第三者へ譲渡し、換金し、またはその他の処分をする行為

⑳その他前各号に類する行為

(2)応募者が以下のいずれかに該当すると判断した場合、町は応募及び任命を無効ないし取り消しすることがあります。この場合、当該応募者は、町からインフルエンサーへ提供する特典等の請求権は喪失します。

①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者（以下「暴力団等」という）。

②暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するもの。

③事業を支配する者または事業を監査する者が暴力団等。

④暴力団等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するもの。

4. 個人情報の取扱いについて

本企画において取得した個人情報は、任命者の選考・連絡、特典の送付、任命者への諸連絡等、企画運営の為に利用させていただきます。応募者の個人情報を応募者の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。（法令等により開示を求められた場合を除きます。）

5. その他

本規約に記載のない事項及び記載された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意をもって協議することとします。